|  |  |
| --- | --- |
| 2018-19ｼｰｽﾞﾝ | 昭和大学女子アイスホッケークラブ  ブルーウィンズ　応援団入会申込書 |

|  |  |
| --- | --- |
| 年会費 | ３，０００円（税込） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会員ID |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 事務局  記入欄 | 受付 | 入会 | 連絡 | 入力 |
| ／ | ／ | ／ | ／ |

※太枠内をご記入ください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| お名前 | ﾌﾘｶﾞﾅ | 継続の方は✓印を入れてください | □ | 性別 | | 男性　　・　　女性 |
|  |
| 生年  月日 | | 西暦　　　　年　　　月　　　日生 |
| ご住所 | 〒□□□―□□□□  区  都道 市  府県 郡 | | | | | |
| お電話 | ―　　　　　― | <携帯> | ―　　　　　　― | | | |
| ＦＡＸ | ―　　　　　― |  |  | | | |
| E-mail | PC ＠ | | | | | |
| <携帯> ＠  クラブからのご連絡はメールを使用いたします。携帯電話のメールアドレスでお申し込みの際は、「showa-u.ac.jp」から受信できるよう設定してください。 | | | | | |
| ご職業 |  | 好きな選手 |  | | | |
| |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 保護者同意欄（入会のお申込みの時点で中学生以下である場合は、その保護者の同意が必要です。） | | | | | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 生年月日（西暦） | お子様との続柄 | |  |  | 年　　月　　日 | 父　母  その他  （　　　） | | | | | | ■個人情報の取扱いについて  **１．個人情報収集目的** 本事務局は、昭和大学女子アイスホッケークラブブルーウィンズの運営の一環として、応援団事務局業務等に利用する目的で、個人に関する情報（以下、「個人情報」と言います。）を収集させていただきます。収集しました個人情報は、係る目的についてのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。  **２．個人情報収集の管理**  本事務局は、収集した個人情報を、厳重に管理・保護いたします。本事務局は、原則として収集した個人情報を第三者に提供することはありません。なお、情報処理などを外部に委託する場合は、本事務局の厳正な管理のもとで安全に行います。また、収集した個人情報は、本事務局の業務終了に伴い、本事務局の責任のもとで適切に破棄・消去いたします。 | |
| * 下段の会員規約を確認したうえで、会員規約に同意します。 | | | 不要な方は✓印を  入れてください | | | * ブルーウィンズからのお知らせ |

※会員規約については下記をご覧ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 昭和大学女子アイスホッケークラブ　ブルーウィンズ応援団会員規約 | | |
| （目的）  第１条　昭和大学女子アイスホッケークラブ　ブルーウィンズ応援団（以下、「応援団」という）は、ブルーウィンズを応援することを目的とする。  （会員）  第２条　会員とは、本規約を承諾の上、所定の手続きにより入会を申込み、昭和大学女子アイスホッケークラブ　ブルーウィンズ運営委員会（以下、委員会という）が承認した者を会員とする。  ２　会員は、年会費3,000円を納めるものとする。納められた会費は理由の如何を問わず返還しないものとする。なお、中学生以下の者が入会申し込みをされる場合には保護者の同意を必要とする。  ３　会員の期限は、年会費を入金し、委員会が承認した月の属する年度末までとする。  ４　会員が会員資格の継続を希望する場合には、委員会からの案内により、所定の期日までに年会費を入金した場合に会員期限を1年間延長する。  （情報通知）  第３条　委員会から会員に対し、送付物、電子メールおよびブルーウィンズのオフィシャルサイト等の方法により、必要な情報を通知する。会員がパソコンまたはインターネット環境を利用しないことによって、情報を得られない場合および情報伝達の遅れ等の不都合が生じた場合は、委員会はいかなる責任も負わないものとする。 | （会員特典）  第４条　会員は次のとおり特典を受けることができる。  （1）会員証の交付  （2）クラブグッズ等の進呈  （登録情報の変更）  第５条　会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとする。当該届出がないために会員が不利益を被ったとしても、委員会はいかなる責任も負わないものとする。  （個人情報の利用）  第６条　委員会は、会員から収集した個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令および個人情報保護方針に基づき適切に取り扱うものとする。  ２　委員会は、会員の個人情報を次の利用目的のために、委員会と機密保持契約を締結した業務委託会社に対して、必要な範囲で個人情報を提供すること場合がある。  　(1)応援団の活動及びこれに付帯する事項について連絡する場合  　(2)クラブが開催するイベント等を案内する場合  　(3)クラブに関するアンケート調査を行う場合 | （退会）  第７条　会員は、下記のいずれかに該当した場合は退会するものとする。  　(1)会員の有効期間が満了した場合  　(2)会員が委員会に対して脱会の意思表示をした場合  　(3)クラブの名誉を毀損し、または秩序を著しくみだした場合  　(4)その他委員会が会員として不適当と認めた場合  （事務業務）  第８条　応援団の事務業務（会員資格の得喪変更、会費の収受、会則の制定・改廃等の手続きを含む）は、委員会と昭和大学アスリート支援事務室が行うものとする。  （その他）  第９条　本規約に定めていない事項及び運営遂行上必要な事項は昭和大学女子アイスホッケークラブ役員会が定めるものとする。  　附則  １．この規約は、平成３０年８月２９日から施行する。  ２．この規約の改廃は、昭和大学女子アイスホッケークラブ役員会の承認を要するものとする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 昭和大学女子アイスホッケークラブ  ブルーウィンズ応援団事務局 | TEL：03-3784-8387  （9:00～17:00/土日祝日休）  FAX：03-3784-8012 |